主 本件控訴をいずれも棄却する。 理 由

被告人並に検察官 (高知地方検察庁検事正検事西川精開) の各控訴趣意は夫々別 紙記載の通りである。

被告人の控訴趣意第一点について。

論旨は要するに原判示第一の事実は脱税ではなく税の延滞であつて滞納処分によ り解決すべき案件であり、〈要旨〉原審が有罪の判決をしたのは法の解釈を誤つていると謂うのである。しかし本件につき原判決が適用した旧地〈/要旨〉方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号による廃止前のもの)第百三十六条第二項 は地方税の特別徴収義務者(旧地方税法第三十六条参照)が徴収すべき地方税を徴 収せず、又は徴収した地方税を納入しなかつた場合の処罰規定であつて、右後者の 場合においては特別徴収義務者がその徴収した地方税に相当する金額を条例で定め る期日までに(同法第三十七条参照)故意に府県又は市町村に納入しなかつた場 合、右不納入罪が成立するものであり、その際特別徴収義務者において所論のような不正の方法を用いることは右罪の構成要件をなすものでないと解しなければなら ない。即ち地方税の納税義務者については詐欺その他不正の行為によつて税を逋脱 しない限り単なる滞納のみによつては犯罪を構成しないけれども、地方税の特別徴 収義務者については右の如く特別の処罰規定を置き徴収した地方税を納入しないこ とにつきこれを処罰することとしているのであつて、本件は単なる税の延滞に過ぎ ないとする所論は納税義務者の場合と特別徴収義務者の場合とを混淆しているもの と謂はなければならない(最高裁判所昭和二五年(れ)第七六六号昭和二六年三月 一五日判決参照)、而して原判決挙示の各証拠を綜合すれば被告人は入場税の特別 徴収義務者であつたところ、原判決認定の如く徴収した入場税(県税)を所定の期 日迄に高知県金庫に納入しなかつた事実を十分肯認することができ、原判決が本件 につき旧地方税法第百三十六条第二項を適用処断したのは蓋し正当であると謂はな ければならない。尚本件告発は国税犯則取締法第十四条第二項(旧地方税法第百二 十六条の二参照)によりなされたものであり、高知県税事務所長において犯則の心証を得且つ犯則者通告の旨を履行するの資力がないものと認めた以上、その告発は 適法であつて、告発に先立ち犯則者に対し国税滞納処分の例により処分をなすこと 等は必ずしも必要ではない。犯則者に対し刑事責任を問うことは納入しなかつた税 金の徴収とは別個の問題であり、本件記録を検討し論旨の主張するところを考慮に 容れても本件告発が不適法又は不当であるとは見られない。これを要するに原判決 に事実誤認又は法律の解釈適用を誤つた違法はなく、論旨は採用できない。

同第二点について。

検察官の控訴趣意について。

論旨は原判決の科刑は甚しく軽きに過ぎ不当であると謂うのである。仍て本件記録を精査して考察するに本件は原判決認定の如く被害人がその経営するB劇場の入場税合計六十八万余円及びCサーカス等の臨時催物の入場税合計百万余円を特別徴

収義務者として入場者より徴収しながらこれを県金庫に納入しなかつた事案であり、その不納入額は相当多額に達している点興行物の入場税は一般大衆より徴収したものである点、その他地方税の重要性等より観れば本件の犯情必ずしも軽いとは 云い得ないけれども、当時右B劇場は経営不振に陥つていたこと、原判示第二の各 催物は当時高知市において開催された博覧会に附随する催物であり他都市における 博覧会附属催物の例にならい被告人は入場税の減免を期待していたことその他記録 上窺える諸般の情状を彼此斟酌すれば、原判決の罰金刑 (総計六十六万円) が必ずしも軽きに失するとはいえない。従て論旨は採用し難い。 よつて本件控訴はいずれも理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条により主文の通り判決する。 (裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂